

掛川市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき地縁による団体を認可したので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年12月6日

掛川市長 松井三郎

1 名称

宮脇区

2 規約に定める目的

宮脇区は、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に期することを目的とする。

3 区域

別紙に定める区域

4 主たる事務所

掛川市宮脇787番地の1

5 代表者の氏名及び住所

(1) 氏名 榛葉 登喜男

(2) 住所 掛川市宮脇455番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

平成30年12月6日